

設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	委託 第 73 号

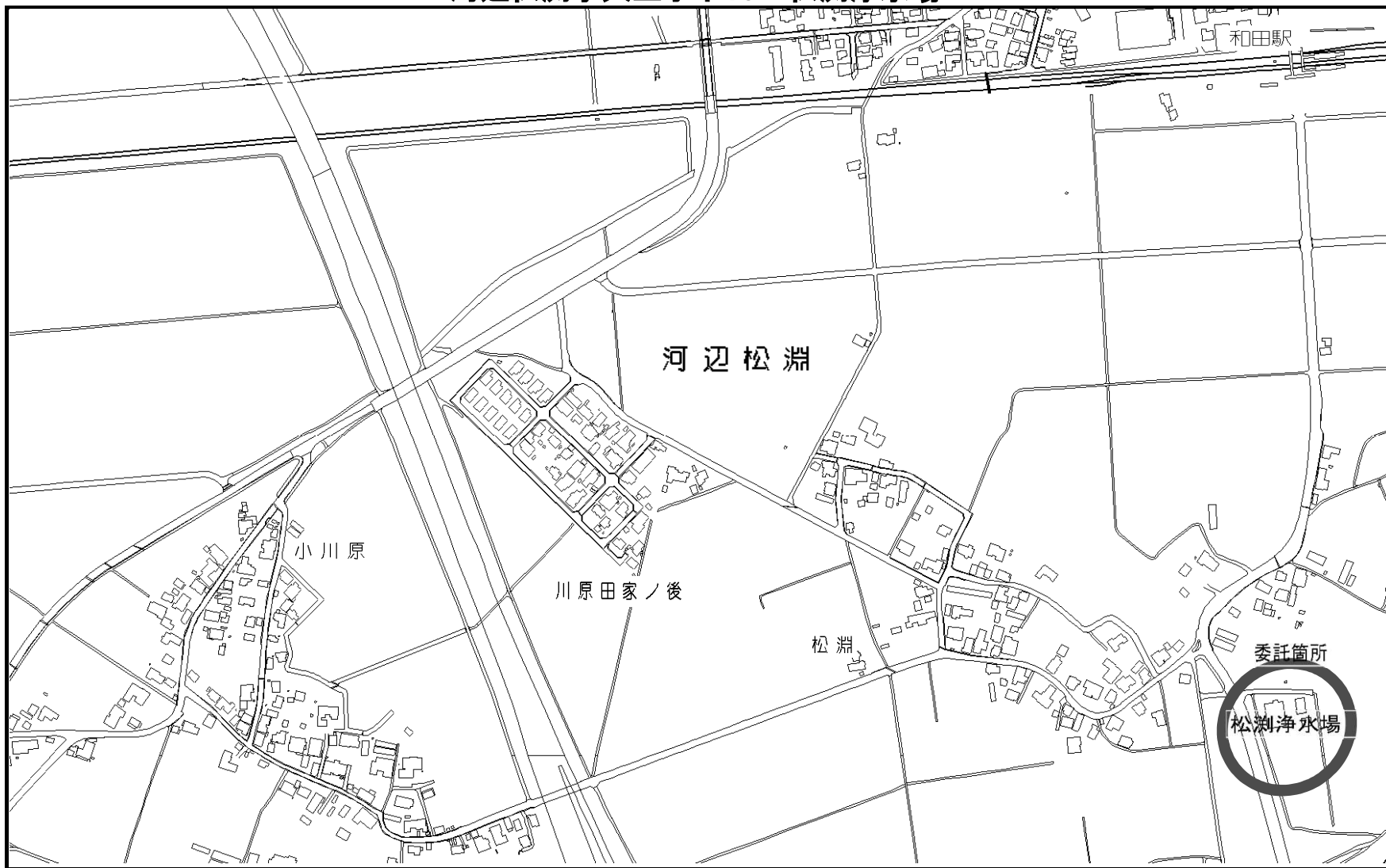
課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和5年度	作 成 年 月 日	令和5年 9月27日	履行期間	から
委 託 名	松渕浄水場第二取水井内部清掃点検業務委託				令和6年 2月22日
委 託 場 所	河辺松渕字大土手下13			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		取水井仕様:300A×32.5m	
	業務価格		・スロビング洗浄	一式
	消費税等相当額		・エアリフト浚渫	一式
	業務委託費		・水中TV調査	一式
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

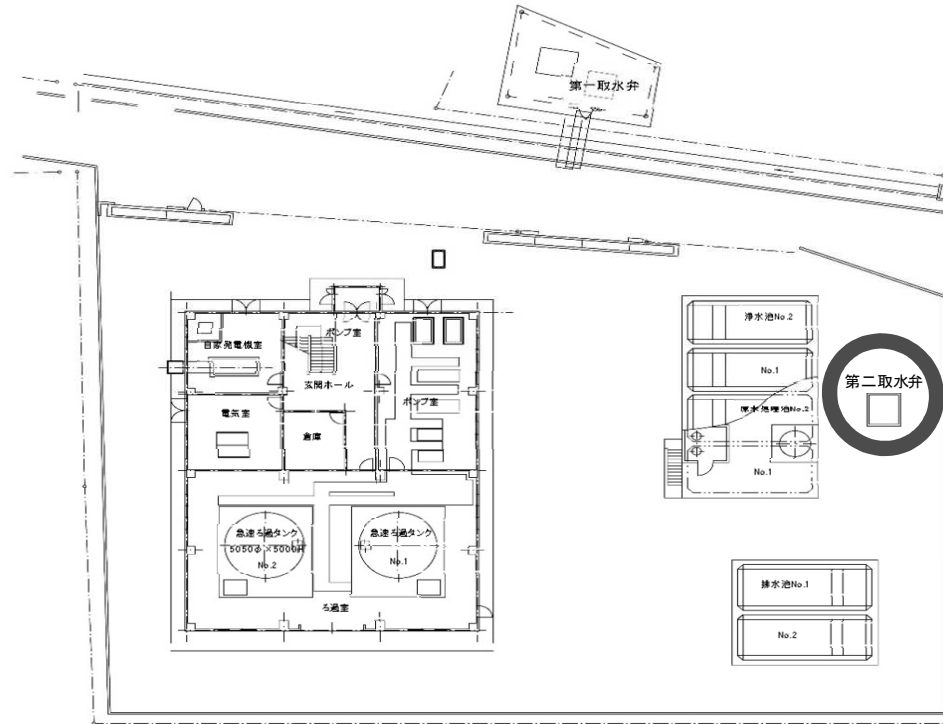
箇所図

河辺松淵字大土手下13 松淵浄水場



平面図

河辺松測字大土手下13 松測浄水場

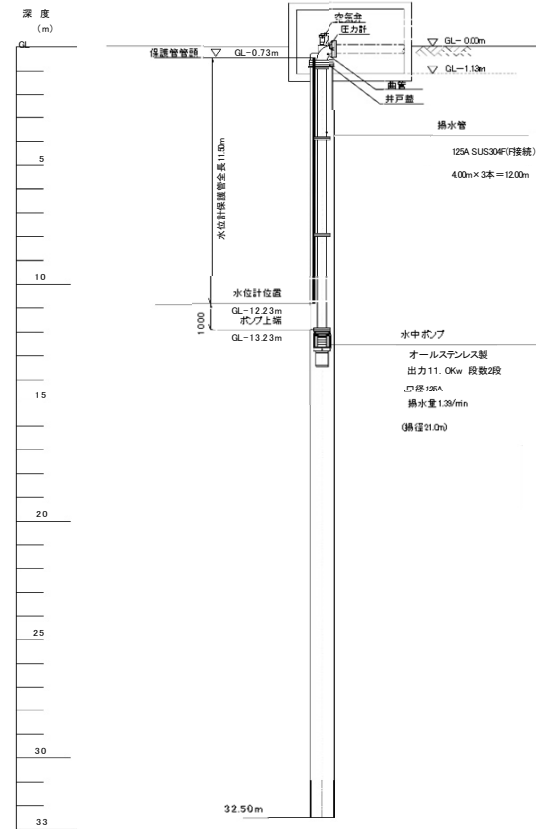
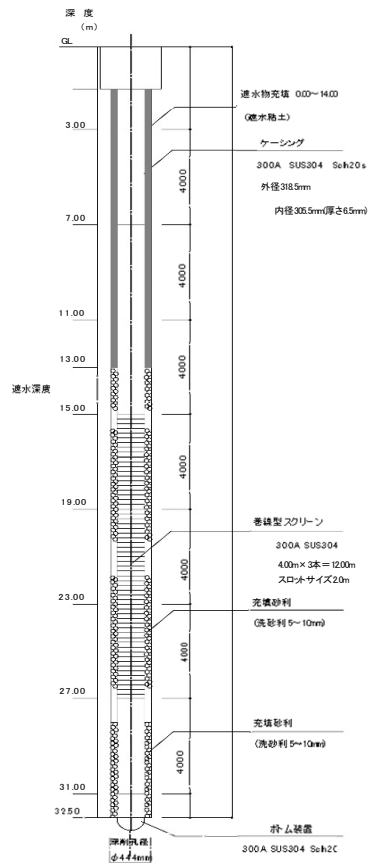


松測浄水場平面図S=1/150

秋田浄水場第二取水井内部点検業務委託書		令和5年度
箇所名	松測浄水場	
図面	一般平面図	
縮尺	1/150	製図月日 R5.5
秋田市上下水道局浄水課		1

取水井構造図・断面図

河辺松渚字大土手下13 松渚浄水場



ポンプ停止水位計表示 11.50m
揚水停止水位計表示 4.0m
揚水復帰水位計表示 6.0m

松渚浄水場第二取水井内部点検業務委託	令和5年度
図名	松渚浄水場
図面	取水井構造図・断面図
縮尺	NONF 縦横1/8 R 5・5
秋田市上下水道局浄水課	2

業務委託費内訳書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費	揚水機撤去費	式	1			明細書第 1 号
		水中 T V 調査費	式	1			明細書第 2 号
		井内機械洗淨費	式	1			明細書第 3 号
		埋没浚渫費	式	1			明細書第 4 号
		揚水機設置費	式	1			明細書第 5 号
		報告書作成費	式	1			明細書第 6 号
		計					[直接業務費]
	共通仮設費	運搬費	式	1			明細書第 7 号
		安全費	式	1			直接業務費 × 2.94%
		計					[共通仮設費]

業務委託費内訳書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純業務委託費							
	現場管理費		式	1			純業務委託費 × 20.56%
業務原価							
	一般管理費等		式	1			業務原価 × 16.83%
業務価格							
消費税等相当額							業務価格 × 10%
業務委託費計							

揚水機撤去費

明 細 書

(第1号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
揚水機撤去費	(1日)					
	人件費 125A×11kW 深度:12.0m					
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	電工	人				
	消耗材料費	式	1			人件費×1%
	ラフテレーンクレーン (16t オペレータ付き)	台	1			
	計					
揚水機撤去費計						

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中TV調査費	(1測定当たり)					
	基本調査料金					
	技師A	人				①
	技師B	人				②
	測定消耗品費	式	1			③ = (① + ②) × 15%
	小計					④ = ① + ② + ③
	口径補正料金	式	1			⑤ = ④ × 15%
	編集解析費					
	技師A	人				⑥
	技師B	人				⑦
	小計					⑧ = ⑥ + ⑦
	編集解析補正	式	1			⑨ = (32.5 - 100) / 100 × 0.25 × ⑧

水中TV調査費

明 細 書

(第2-2号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中TV調査費	解析消耗品費	式	1			⑩ = (⑧ + ⑨) × 10%
	人件費					
	技師B	人				⑪
	さく井主任	人				⑫
	さく井技士	人				⑬
	さく井工	人				⑭
	小計					⑮ = ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭
	計					⑯ = ④ + ⑤ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑮
水中TV調査費計	測定・解析費	回	2			一式当たり

井内機械洗浄費

明 細 書

(第3-1号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
井内機械洗浄費	スワビング洗浄費					
	人件費					
	技師B	人				0.1人×0.7日
	さく井主任	人				1人×0.7日
	さく井技士	人				1人×0.7日
	さく井工	人				1人×0.7日
	スワビング消耗品費	式	1			人件費×5%
	スワブカップ価格	個	1			300A ケーシングスワビング洗浄用
	ディーゼル発電機 (37kVA)	日	0.7			
	軽油 (発電機用)	L	34.2			48.8L/日×0.7日
	小計					

埋没浚渫費

明 細 書

(第4号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
埋没浚渫費	エアリフト浚渫					
	人件費					
	技師B	人				0.1人×1.0日
	さく井主任	人				1人×1.0日
	さく井技士	人				1人×1.0日
	さく井工	人				1人×1.0日
	エアリフト浚渫消耗品費	式	1			人件費×10%
	ディーゼル発電機 (37kVA)	台	1			
	軽油 (発電機用)	L	48.8			48.8L/日×1日
	計					
埋没浚渫費計						

揚水機設置費

明 細 書

(第5号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
揚水機設置費						
	人件費 125A×11kW 深度：12.0m					
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	電工	人				
	消耗材料費	式	1			人件費×2%
	フランジパッキン	枚	4			125A ノンアスベスト
	ラフテレーンクレーン (16t オペレータ付き)	日	1			
	計					
揚水機設置費計						

報告書作成費

明 細 書

(第6号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成費						
	主任技師	人				
	技師A	人				
	技師B	人				
	印刷製本費	式	1			
	計					
報告書作成費計						

運搬費

明 細 書

(第7号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費						
	4tトラック (2.9t吊クレーン装置付)					
	軽油	L	17.1			5.7L/h×3h
	一般運転手	人				
	トラック損料	時間	3			
	4tトラック					
	軽油	L	17.7			5.9L/h×3h
	一般運転手	人				
	トラック損料	時間	3			
	1日当たり計					
運搬費計		日	2			

松 洩 浄 水 場
第二取水井内部清掃点検業務委託

特 記 仕 様 書

令和 5 年度
秋田市上下水道局浄水課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、松渕浄水場第二取水井内部点検清掃業務委託に適用する。この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、厚生労働省「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」一般社団法人全国さく井協会研修さく井・改修工事標準歩掛資料、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、秋田市上下水道局「配水管工事標準仕様書、同要領集」の最新版に準じるものとし、そのほかは監督員との打合せにより決定する。

(法令、関係規定の遵守)

第2条 受託者は、施工に当たり、関係する諸法令、基準、および規定等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は受託者の責任と費用負担において行わなければならない。また、資格等を必要とする業務については、当該資格等を有する者に行わせること。

(基本事項)

第3条 本業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。また、特記仕様書および図面に明示されていない事項であっても、業務完成に必要なものは受託者の責任において施行すること。

(提出書類)

第4条 契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。

- (1) 業務計画書(概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表 ほか)
- (2) 手順書 2部
- (3) 週間工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 業務完了届
- (6) 業務状況記録写真 1部
- (7) 必要に応じて、委託打合簿
- (8) テレビカメラで作業状況を記録したDVD 2部
- (9) 実施報告・解析書 2部
- (10) その他必要とする書類

(疑義)

第5条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合は、監督員に報告し、協議のうえ決定するものとする。

(諸官庁等への手続き)

第6条 受託者は、業務に必要な場合、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過については、速やかに監督員に報告すること。関係諸官庁との協議事項および指示事項は、記録にとどめて委託者に提示すること。また常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は受託者の負担とする。これに必要な経費は受託者の負担とする。

(機械器具および作業用材料の管理)

第7条 業務に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い業務の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受託者において行うものとする。

- 2 委託者は、発電機を準備し、使用する各機器に給電すること。
- 3 洗浄に使用する水は無償にて支給する。

(機器の機能保持)

第8条 委託者は業務完了後、試験運転開始まで機器の機能保全に必要な措置を講じなければならない。

(事前調査)

第9条 受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い、実状を把握のうえ、施工しなければならない。なお、取水ポンプの運転作業および停止作業ならびに取水した水の濁度検査は、委託者において実施する。

(障害物件)

第10条 業務期間中、障害物件の取扱については、監督員の指示に従わなければならない。

(作業用地)

第11条 無償貸与以外の私有地等を利用する場合は、すべて受託者の負担と責任において行うものとする。

(衛生管理)

第 12 条 受託者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

- 2 受託者は、作業従事者について水道法第 21 条（昭和 32 年法律第 177 号）および同法施工規則に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日前までに提出すること。（写し可）
なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して 6 カ月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出するものとする。

（安全管理）

第13条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

- 2 受託者は、高所、地下、道路上、その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めること。

（作業時間）

第14条 作業時間は、原則として委託者の勤務時間に倣うこと。また、土・日曜、祝日および平日時間外の作業を行う場合は、事前に監督員の承認を得るものとする。

（工程等の打合せ）

第15条 受託者は、稼働中の施設内での作業であるため、工程等については、事前に監督員と密接な連絡を取り、浄水場の運転業務に支障を与えないようにしなければならない。

（事故および機器の不具合）

第16条 受託者は、業務の施工中に、人身事故および第三者に損害を与えた事故、又は機械設備（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡すること。また、受託者の責任に帰する事故および機器等の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置し、監督員の確認を得ること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受託者との協議のうえ決定する。

第2章 業務委託

(業務目的)

第1条 この業務は、松渕浄水場第二取水井内部スクリーン目詰まり等の清掃を行うと共に、水道におけるクリプトスポリジウム対策指針に基づき、地表水等が混入していないことをテレビカメラを用いて確認し、清掃前後の状況分析および記録保存を行うものである。

(第二取水井の仕様)

第2条

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | ケーシング材料 | ステンレス製 Sch20s フランジ(北越消雪機械)仕様 |
| | ケーシング口径 | 300A |
| | ケーシング深さ | 32.5m |
| 2 | 取水ポンプ | 125A×11kW×21m (フランジ管) |
| 3 | 収納ピット | 内寸1,500mm×1,500mm×マンホールφ600mm |

(履行場所)

第3条

- | | | |
|---|------|-------------|
| 1 | 施設名称 | 松渕浄水場 |
| 2 | 住所 | 河辺松渕字大土手下13 |
| 3 | 対象設備 | 第二取水井 |

(業務の手順・内容)

第4条

- 1 既設取水ポンプの引上げおよび洗浄(引上げ前の絶縁抵抗測定を含む)
- 2 テレビカメラによる、清掃前ケーシング内の撮影および堆積状況の確認
- 3 ケーシング内部のスワビング洗浄、エアリフト浚渫
- 4 テレビカメラによる、清掃前ケーシング内の撮影および清掃状況の評価
- 5 取水ポンプの再設置
- 6 状況の解析・報告書等の編集および作成

(施行)

第5条

- 1 設計図書、監督員の承認を得た施工図、手順書などに従って施工すること。
- 2 経験豊富かつ優秀な技術を有する技術者を従事させ、安全に努めること。
- 3 監督員の指示したものについては、監督員の検査を受けること。
- 4 大型機材の搬入は作業計画を作成し、監督員の承認を得ること。

- 5 機械の据付けに当たっては周囲の環境に十分考慮すると共に、据付ける機器の性能を害さないように水平垂直等に十分注意して履行すること。
- 6 受託者は、業務による不良部品の交換（指定交換部品を除く）または特別な機材を必要とする補修等が発生した場合は、その内容を監督員に速やかに報告すること。

（発生品の処理）

第6条 業務の施工に伴い発生した産業廃棄物の収集、運搬、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適切に対応し、不法投棄等、第三者に損害を与えることのないよう行うこと。また、発生した有機物については、監督員の指定した場所に運搬すること。

第3章 そ の 他

（完成図書）

第1条 この業務について受託者は、業務報告書を1部提出すること。また、完成図書とは別に完成図書等（解析・報告書、映像、写真）をDVD（CD-R）として1部提出すること。これらに要する費用は、受託者の負担とする。